

第4期福島県障がい者工賃向上プラン

平成30年3月
(平成31年3月データ更新)
福島県保健福祉部

目 次

第 1	計画策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 2	計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	1 位置付け	
	2 計画期間	
	3 対象事業所	
第 3	前計画「第 3 期福島県障がい者工賃向上プラン」の振り返り・・・	3
	1 主な実施事業とその実績について	
	2 平成 26 年度から平成 27 年度の工賃について	
第 4	計画対象事業所について・・・・・・・・・・・・・・・・	10
第 5	計画対象事業所を利用する障がいのある方について・・・・・・・・	11
	1 障がいのある方の収入について	
	2 月額的生活費について	
	3 障がいのある方の経済状況について	
	4 障がいのある方の工賃に対する考え方について	
第 6	目標工賃について・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	1 県の目標工賃	
	2 県の目標工賃の考え方について	
	3 より高い工賃を目指して	
第 7	工賃向上へ向けての課題について・・・・・・・・・・・・・・・・	15
第 8	推進方策・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	1 製造販売の支援と仕事の確保	
	2 事業所経営、管理体制の強化	
	3 震災復興	
第 9	一般就労への移行促進・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	1 現状と課題	
	2 推進方策	
第 10	進行管理点検・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	1 進行管理体制	
	2 推進会議の役割	

第1 計画策定にあたって

「福島県障がい者工賃向上プラン」は、「福島県障がい福祉計画」の柱のひとつである福祉施設における工賃向上及び一般就労への移行促進を具体的に推進するための実施計画として、国の経済財政改革基本方針2007「成長力底上げ戦略」の「工賃倍増5カ年計画」に基づき、平成19年度に策定されました。

また、平成24年度には、国が「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針を示し、本県では、国指針に基づき、平成26年度までの目標工賃や推進方策を盛り込んだ3年間の「新・福島県障がい者工賃向上プラン」を策定しました。

続く平成27年度においても、国が示した基本的な指針に基づき、平成29年度までの目標工賃や推進方策を盛り込んだ3年間の「第3期福島県障がい者工賃向上プラン」を策定しました。

就労継続支援B型事業所を利用されている障がいのある方の工賃向上を総合的に推進するため様々な取組を実施し、福島県の工賃は向上してきましたが、目標であった月額2万円の達成には至っておらず、県の平均額は依然として全国平均を下回っています。

こうした工賃の現状及び工賃向上に向けた各事業所の課題に対処するため、就労継続支援B型事業所及び障がいのある方の工賃についての考え方や地域生活のために必要な経費を把握するとともに、これまでの取組を振り返り、現状や課題を踏まえた上で、関係者が一丸となって障がいのある方の生活の充実を目指して「第4期福島県障がい者工賃向上プラン」を策定します。

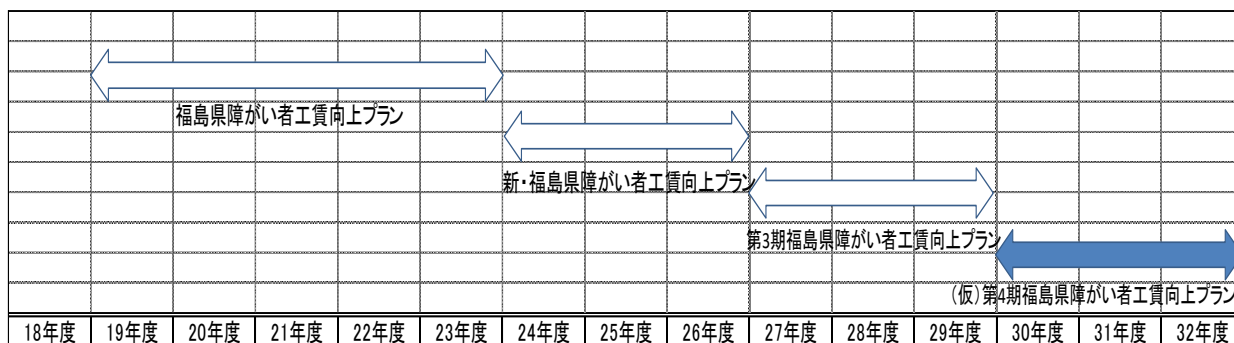
第2 計画の位置付け

1 位置付け

「第4期福島県障がい者工賃向上プラン」は、障がいのある方の自立と社会参加の促進を目指して策定した「福島県障がい福祉計画」の柱のひとつである就労継続支援B型事業所で働く障がいのある方の工賃向上及び一般就労への移行促進を具体的に推進するための実施計画として位置付けられるものです。

2 計画期間

平成30年度から平成32年度までの3年間とします。



3 対象事業所

就労継続支援B型事業所とします。

(平成30年3月31日現在)

事業所種別	事業所数 (カ所)	定員 (人)
就労継続支援B型	198	4,405

第3 前計画「第3期福島県障がい者工賃向上プラン」の振り返り

1 主な実施事業とその実績について

就労継続支援 B 型事業所の工賃向上のために「第3期福島県障がい者工賃向上プラン」の計画期間（平成 27 年度～平成 29 年度）をとおして下記の事業等に取り組みました。

(1) 授産振興対策事業

授産事業振興会へ活動費を助成し、事業所製品の販路拡大を目的としたアンテナショップの開催や新商品開発コンクール、工賃向上計画推進会議を開催しました。

① 新商品開発コンクール

事業所の商品開発を促進するため、新商品開発コンクールを開催しました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
金 賞 (食品)	とちおとめ苺ブレッド	えごまチーズレット	ジェラート
銀 賞 (食品)	酒粕クッキー	唐辛子みそ	ビーツ餃子
金 賞 (非食品)	いくらいっぱい新巻鮭	藍染めストール	手織り杖ストラップ with ちりめん
銀 賞 (非食品)	ネクタイポーチ	スプーン	リデュースバッグ
福島民報社賞	米粉シフォンケーキ	ほっこりシリーズ「コースター」	コードパッチン
福島民友新聞社賞	あいづもめんのバッグフック	乾燥野菜	オトナクッキー
農福連携特別賞		チョコクッピー	えごまパウダー

② アンテナショップの開催

福島市、郡山市、いわき市において、アンテナショップを開催しました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
福島会場売上（円）	2,377,120	2,622,480	2,071,790
郡山会場売上（円）	1,745,890	2,070,820	1,445,250
いわき会場売上（円）	1,315,945	2,080,695	1,710,960
合 計（円）	5,438,955	6,773,995	5,228,000

③ 経営意識向上研修事業

事業所の所長等を対象として経営意識を高めるための研修を実施しました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開催回数（回）	2(郡山 2)	2(郡山 2)	2(郡山 2)
参加事業所数（カ所）	22	19	21
参加者数（人）	30	23	30

④ 工賃向上計画推進管理事業

工賃向上計画の進行管理を行うため工賃向上計画推進会議を開催しました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開催回数（回）	1	1	1

（２）障がい者就労支援事業所支援コーディネーター事業

東日本大震災の影響を受けた県内の事業所を支援するため、共同受注や展示販売会、経営相談等を行いました。

① 企業等訪問、共同受注実績等

製品や下請け作業の受注のために企業、官公庁等の訪問を行いました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問企業等数（カ所）	248	371	433
累計企業等訪問回数（回）	1,226	1,724	1,343
受注件数（件）	151	154	153
受注額（円）	13,990,449	17,298,541	15,412,082

② 展示販売会等売上

イベント・企業、県庁舎等で販売会を開催しました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
イベント・企業（円）	7,340,323	7,734,540	7,377,860
県外販売会（円）	461,200	804,510	1,351,852
県庁販売会（円）	2,158,710	3,107,510	2,513,256
常設・定例販売会（円）	256,040	829,360	1,445,727
福祉の店あいづ（円）	441,930	359,130	561,950
合 計（円）	10,658,203	12,835,050	13,250,645

③ 経営相談員活動状況

中小企業診断士等が事業所を訪問し経営相談を行いました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問事業所数（カ所）	9（B型 9）	5（B型 5）	6(B型 5、その他 1)
累計相談等回数（回）	36	36	21

④ 先進地視察研修の実施

効果的な工賃向上に取り組む県外の事業所を視察しました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
参加事業所数（カ所）	20	15	20
参加者数（人）	34	20	30

（3）農福連携による障がい者の就農促進事業

農業分野での障がい者の就労を支援し、障がい者の職域・収入拡大を図るため、農業と福祉の連携を支援しました。

① 研修会の開催

農福連携について理解を深め、工賃向上につなげるため研修会を開催しました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
参加事業所数（カ所）		30	34
参加者数（人）		59	57

② 農家等への障がい者の派遣

J Aや地元農家、市町村と連携し、人手不足の農家等への働く障がい者の派遣調整を行いました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
派遣先（カ所）		8	13
派遣人数（人）		105	268

③ マルシェの開催

事業所で生産された野菜や果物、加工品等の販売を支援するため、県内外においてマルシェを開催しました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開催回数（回）		21	20

※アンテナショップ等との併設開催を含む。

④ 農業技術の指導等

農業や農産物の加工に取り組む事業所へ、栽培や加工などの技術に係る指導、助言を行うアドバイザーを派遣しました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
派遣先（カ所）		2	4
派遣回数（回）		6	5

⑤ 加工食品の企画、開発等の支援

県産農産物を用いたジュース等の企画、開発等を支援しました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
品数（品）		1	2

（４） 障がい者就労施設等からの物品等調達方針に基づく取組

平成 25 年度から施行された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき「福島県障がい者就労施設等からの物品等調達方針」を策定し、障がい者就労施設等からの物品等の調達に取り組みました。

① 障がい者就労施設等からの物品等調達目標、調達実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調達目標額（千円）	26,749	29,000	29,500
調達実績額（千円）	28,490	29,022	29,982

【参考】 平成 28 年度県内 59 市町村実績額合計 44,714 千円

2 平成 27 年度から平成 29 年度の工賃について

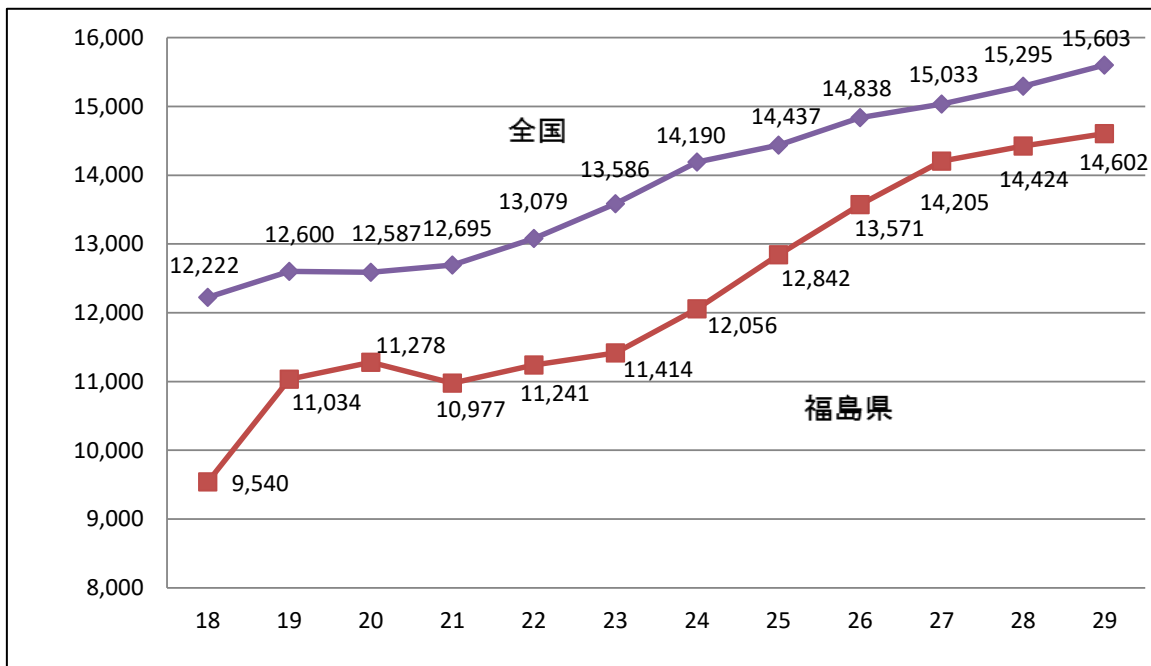
(1) 工賃推移について

平成 27 年度に月額 14,205 円だった工賃は、平成 29 年度には、14,602 円となり、平成 27 年度から 397 円向上しました。

時間額については、平成 27 年度の 176.1 円から平成 29 年度には 183.1 円と 7.0 円向上しました。

年度	月額/ 時間額	目標工賃 (円)	対象事業 所(カ所)	福島県平均 工賃(円)	全国平均 工賃(円)	月額全国 順位(位)
18	月額		61	9,540	12,222	44
19	月額	20,000	67	11,034	12,600	36
20	月額	20,000	92	11,278	12,587	35
21	月額	20,000	98	10,977	12,695	39
22	月額	20,000	118	11,241	13,079	41
23	月額	20,000	138	11,414	13,586	41
24	月額	20,000	152	12,056	14,190	41
	時間額	151		150.7	176	
25	月額	20,000	163	12,842	14,437	40
	時間額	151		159.9	178	
26	月額	20,000	172	13,571	14,838	38
	時間額	151		166.7	187	
27	月額	20,000	182	14,205	15,033	34
	時間額	194		176.1	193	
28	月額	20,000	186	14,424	15,295	35
	時間額	194		181.6	199	
29	月額	20,000	198	14,602	15,603	34
	時間額	194		183.1	205	

【福島県、全国月額工賃推移図】



(2) 方部毎の工賃について

県内7方部すべてにB型事業所があり、県北、県中方部に特に集中している状況です。

相双、いわき方部の工賃が最も高く、安定的に高い工賃を支払っていますが、南会津方部の工賃が著しく低く、次いでB型事業所が集中している県中、県北方部での工賃が低くなっています。

【方部毎工賃】

圏域	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	事業所数 (力所)	月額工賃 (円)	時間額工賃 (円)	事業所数 (力所)	月額工賃 (円)	時間額工賃 (円)	事業所数 (力所)	月額工賃 (円)	時間額工賃 (円)
県北	49	12,436.8	168.0	55	13,245.76	180.0	61	13,379.00	183.6
県中	51	12,478.1	157.2	54	12,209.11	157.4	54	12,828.64	164.4
県南	15	15,206.9	154.3	15	15,398.93	157.5	15	15,575.61	154.4
会津	26	14,800.6	190.2	24	15,193.28	201.6	24	15,400.32	197.8
南会津	3	7,887.3	78.2	3	7,935.97	95.9	5	8,875.68	90.8
相双	11	18,279.8	227.1	14	18,093.16	227.2	16	18,856.55	235.7
いわき	22	18,069.7	210.9	21	18,129.06	192.0	23	17,655.21	206.2

(3) 平成 29 年度事業所毎の工賃分布について

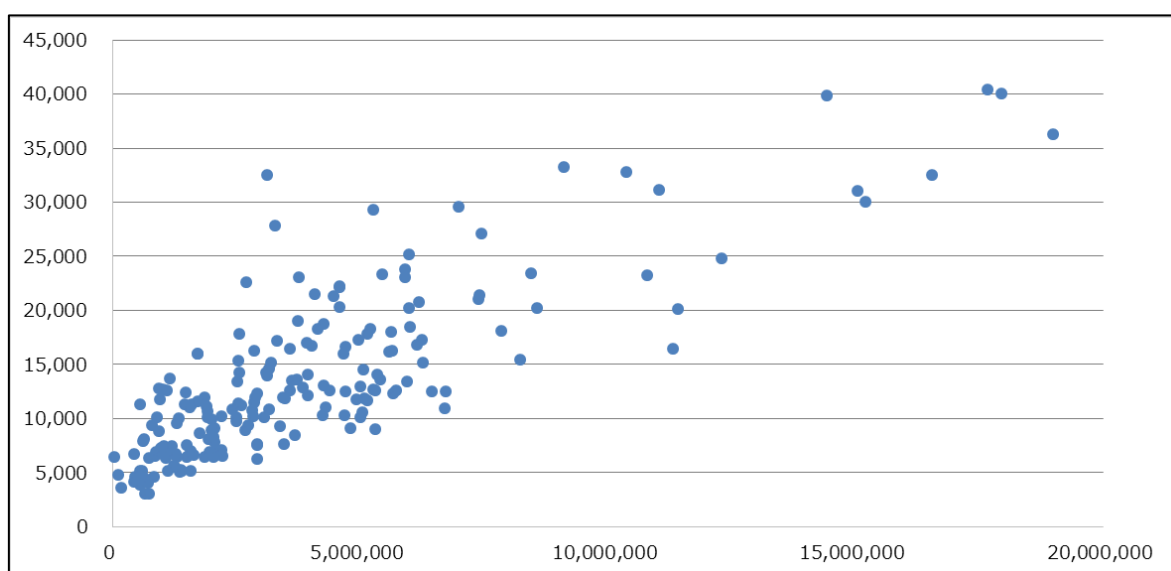
月額平均工賃 10,001 円～15,000 円の事業所が 65 カ所と最も多く 32.8%を占め、次いで 5,001 円～10,000 円の事業所が 58 カ所となり 29.3%を占めています。

30,000 円を超える事業所 11 カ所ある一方、月額工賃が 5,000 円以下の事業所が 10 カ所あります。

【月額工賃毎の事業所数】

月額平均 工賃(円)	0～ 5,000	5,001～ 10,000	10,001～ 15,000	15,001～ 20,000	20,001～ 25,000	25,001～ 30,000	30,000 以上	未回答	合計
事業所数 (カ所)	10	58	65	28	19	5	11	2	198
割合(%)	5.1	29.3	32.8	14.1	9.6	2.5	5.6	1.0	100.0

【平成 29 年度月額工賃平均額と工賃支払総額の分布】



(4) 事業所毎の工賃の推移（平成 27 年度～平成 29 年度工賃実績との比較）

平成 27 年度から平成 29 年度にかけて月額平均工賃が向上した事業所が 115 カ所、時間額平均工賃が向上した事業所が 112 カ所となっており、66.5%の事業所の月額平均工賃、64.7%の事業所の時間額平均工賃が向上しています。

※ 平成 27 年度から平成 29 年度の 3 年間に継続して就労継続支援 B 型のサービスを提供した事業所 173 カ所を調査対象としています。

【月額平均工賃推移】（調査対象事業所数 173 カ所）

	工賃が向上	工賃が下降
事業所数（カ所）	115	58
割合（％）	66.5	33.5

【時間額平均工賃推移】（調査対象事業所数 173 カ所）

	工賃が向上	工賃が下降
事業所数（カ所）	112	61
割合（％）	64.7	35.3

（５）平成 29 年度目標工賃等達成状況

平成 29 年度の月額平均工賃の最低額は 3,052 円、最高額は 40,440 円となっています。

県の目標工賃 20,000 円を超えている事業所は 35 カ所、平成 29 年度の県の平均工賃月額 14,602 円を超えている事業所は 64 カ所となっています。

第 4 計画対象事業所について

平成 30 年 3 月 31 日現在の計画対象事業所は次のとおりです。

（１）事業所数等

	事業所数(カ所)	定員数(人)	利用者数(人)
事業所数 (カ所)	198	4,405	4,619

（２）定員規模毎の事業所数

	10人 以下	11～ 20人	21～ 30人	31～ 40人	41～ 50人	50 以上	合 計
事業所数 (カ所)	19	125	31	20	2	1	198
割合(%)	9.6	63.1	15.7	10.1	1.0	0.5	100.0

第5 計画対象事業所を利用する障がいのある方について

平成26年度に計画対象事業所を利用する障がいのある方に対して「在宅障がい者及びグループホーム生活者の実態調査」（以下「生活調査」という。）を実施しました。

1 障がいのある方の収入について

主な収入の内訳として、年金と回答した障がいのある方が81%と最も多くなり、次いで工賃の回答が76%となりました。

また、障害基礎年金1級を受給している障がいのある方が10%、2級を受給している障がいのある方が61%となり、合計で71%の障がいのある方が障害基礎年金を受給しており、障害基礎年金と工賃が主たる収入となっています。

2 月額的生活費について

調査に協力していただいた障がいのある方（回答のあった障がいのある方237人の平均により算出）の平均月額収入は90,648円、平均月額支出は98,192円となりました。

支出が収入を上回り、月額平均では7,544円の赤字となっています。

収 入	
項 目	金 額 (円)
障害基礎年金	56,921
家賃補助	7,608
福祉手当・交通費助成	1,573
工賃	14,595
親族等からの援助	1,313
その他 ※	8,638
収 入 計	90,648

※ 生活保護費、東京電力補償金、遺族年金等

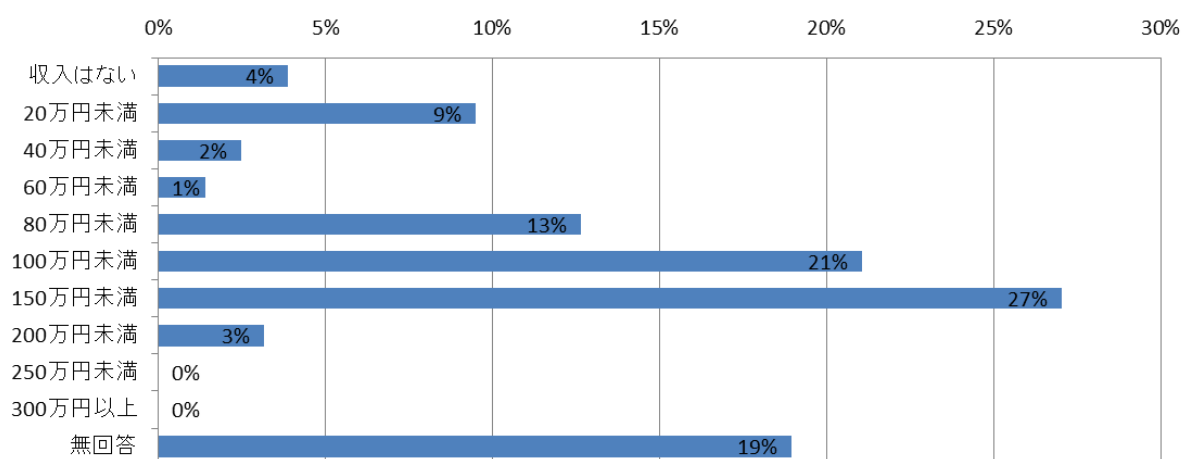
支 出	
項 目	金 額 (円)
家賃	22,206
事業所利用料	3,311
弁当、給食代	9,015
医療費	7,144
国保税	4,715
交通費	6,012
電気、ガス、水道	11,317
ホーム生活費	28,371
電話、携帯電話	5,889
その他 ※	212
支 出 計	98,192

※ たばこ代、書籍代等

3 障がいのある方の経済状況について

「貯金は、ありますか？」に対して、「はい」と回答する障がいのある方が 69%おりましたが、年収額は、150 万円未満と回答する方が最も多く、100 万円に満たない方も 50%を占め、250 万円を越える方は 1 人もいないという結果になりました。

【年収について】



4 障がいのある方の工賃に対する考え方について

「現在の工賃に満足していますか？」の問に対して約半数の障がいのある方が「満足している」と回答しています。調査に協力していただいた方のうち、最も高い工賃の方は、50,000 円、最も低い工賃の方は、1,000 円という結果になり、工賃 5,000 円以下でも「満足している」という回答もある反面、工賃 40,000 円以上であっても「満足していない」という回答も見られ、工賃に対しての考え方には、個人により大きな差がありました。

「満足している」という回答が約半数を占める一方では、「B 型事業所を利用する上で、困っていることはありますか？」の問に対しては、「収入が少ない」の回答が最も多くなり、「安定した生活をおくるために必要な工賃は、いくらか？」という問に対しては、63%の障がいのある方が 20,000 円以上の工賃が必要と回答しており、就労継続支援 B 型事業所を利用する障がいのある方は、より高い工賃を求めていると考えられます。

第6 目標工賃について

1 県の目標工賃

福島県全体の平成32年度までに目標とする工賃額は、次のとおりとします。

月 額	20,000 円
時間額	194 円

2 県の目標工賃の考え方について

障がいのある方が地域で自立した生活を送るためには、収入が最低生活費を上回ることが最低限の条件となります。

下記のモデルケースで算出すると障がいのある方が地域で生活をしていくためには、89,470円の生活費が必要となります。

障がいのある方の主な収入は、障害基礎年金と工賃になっているため、このモデルケースの場合、障害基礎年金だけでは不足する24,529円の不足分を工賃で補う必要があります。

モデルケース

29歳、郡山市在住、1人暮らし、障害基礎年金2級受給者

① 生活扶助基準額（月額最低生活費）

生活扶助基準（第1類+第2類） 66,840 円

障害者加算 22,630 円

89,470 円

② 障害基礎年金による所得

2級 779,300円/年（月額 64,941円）

③ 必要工賃月額（①-②=③）

89,470円-64,941円=24,529円

本来であれば、24,529円を月額目標工賃とするべきですが、平成29年度の工賃実績が14,602円であり、月額目標工賃20,000円に及びませんでした。

また、震災の影響等で思うように販路の拡大ができずに売上が伸びない事業所や避

難を余儀なくされている事業所もあること、現在の本県の工賃水準等を考慮して、月額目標工賃を引き上げることが、適当ではないと考え、平成 19 年度から目標としてきた月額 20,000 円を引き続き平成 32 年度の月額目標工賃とします。

時間額工賃については、平成 25 年度に当時目標としていた 151 円（20,000 円÷22 日÷6 時間）を達成することができたため、平成 27 年度には、より実態に近づけた目標値を設定することとして生活調査による 1 カ月あたりの平均通所日数（18.7 日）、1 日あたりの平均通所時間（5.5 時間）を算定に用いて、目標工賃を 194 円（20,000 円÷18.7 日÷5.5 時間）としましたが、平成 29 年度の実績が 183.1 円と目標に及ばなかったことから、194 円を引き続き平成 32 年度の月額目標工賃とします。

3 より高い工賃を目指して

生活調査によると、障がいのある方の月額平均収入は、90,648 円となり、月額最低生活費の 91,110 円とほぼ同額となっていますが、地域移行・地域定着を進める中で、自立して地域で生活していくためには、将来や万が一に備えた貯蓄をしていく必要もあり、余暇を楽しむことも大切だと考えます。

生活調査の「休日や余裕のあるときに、どのように過ごしていますか？」の間に対しては、「家でくつろぐ」、「買い物」という回答が多くなっています。しかしながら、「休日や余裕のあるときに、どのように過ごしたいですか？」の間に対しては、「演劇や映画の鑑賞」、「旅行等」の回答が大きく増える結果となり、収入が増えた場合には、障がいのある方の余暇の選択肢が広がり、就労以外の時間を有意義に過ごせるようになるのではないかと考えます。

また、月額目標工賃 20,000 円から算出した時間額目標工賃 151 円は、平成 25 年度に時間額工賃が 159.9 円となり、目標の 151 円を達成することができましたが、月額目標工賃の 20,000 円を達成することはできませんでした。

これは、障がいのある方の体調や気分が不安定になり、就労する日数や時間が少なくなったり、仕事が減少することで手待ち時間が長くなること等により、就労時間が短くなり、月額工賃が伸びない状況になっていると考えられます。

月額の生活費を補うための工賃向上に向けては、事業所において障がいのある方が働きやすい環境づくりや適切な仕事の配分も必要となっており、より高い工賃を得るためには、障がいのある方と事業所の努力とともに、企業や行政も含めた地域が一体となって工賃向上に向けての取組を推進する必要があります。

第7 工賃向上へ向けての課題について

目標工賃の達成に向けて、工賃実績や取組、平成29年度に実施した「就労継続支援B型事業所の工賃等に関する調査」（以下「事業所調査」という。）、生活調査から目標工賃を達成するための課題を整理します。

① 生産性向上、品質確保

事業所調査によると、工賃向上が難しい理由として「作業能力が低く、生産能力に限界がある」という回答が42%を占め、「生産や品質が安定しないため」という理由も22%を占めました。

障がいの種別により長時間の作業ができないこと、得意不得意の作業があること、新しい作業の習得に時間がかかることや、60歳以上の利用者が全体の11%を占め高齢化も進んでいること等から、品質を保ちながら生産効率を上げることが難しくなっています。

② 商品開発、販路と受注の確保

事業所調査によると、工賃向上が難しい理由として「売上向上につながる商品がない」、「売上が伸びない」、「販路が確保、拡大できない」という理由がそれぞれ20%以上を占めました。

通常の業務に追われ、商品開発や商品PRのための営業活動をする時間等が限られ、新しい商品の開発や販路の確保が難しい状況となっています。

「受注できる下請け作業の減少」という理由も26%を占めました。

下請け作業の受注を中心としている事業所も多く、地域の経済や業種の好不調により仕事量が左右されるため、工賃向上が難しくなっています。

③ 経営意識、組織体制

事業所調査によれば99%の事業所が「工賃向上は必要」だと考えており、工賃向上に関しての意識は高い状況です。

しかしながら、福祉の専門家である事業所管理者や職員等にとっては、売上や費用の管理、就労支援事業所会計の理解や企業や官公庁への営業活動等、事業所を運営し、利益をあげるための企業的な経営感覚に乏しい状況となっています。

また、「業務量に対して人手は足りていますか？」の問に対して、52%が「人手がやや不足」、21%が「人手が不足している」と回答しており、事業所の人手不足も顕著となっています。

生活調査においても、「B型事業所を利用する上で困っていることはありますか？」に対して、「体力的につらい」、「職場の人間関係が大変」等の回答がそれぞれ20%前後となっており、事業所で働く職員にとっても、事業所を利用する障がいのある方にとっても、より働きやすい環境づくりが求められています。

④ 工賃実績の二極化

事業所毎の月額平均工賃の最低額は3,052円、最高額は40,440円となっており、その差は37,388円と、平成26年度の35,424円より開きが大きくなっています。月額20,000円を超える事業所が35カ所ある一方、月額5,000円に満たない事業所も10カ所あります。

また、生活調査によると、障がいのある方個人の工賃についても、最も高い方は50,000円、最も安い方は1,000円と大きな開きが見られるとともに、相双、いわき方部と南会津方部のように、方部間の差も顕著になっています。

⑤ 東日本大震災による影響

東日本大震災により、避難先で事業を再開している事業所は、施設や設備の問題から震災前とは異なる生産活動にやむをえず取り組むこととなり、製品の質の確保、PR、販路の確保が大きな課題となっています。

また、事業所調査においては、工賃向上が難しい理由として、3%が東日本大震災による影響（風評等）と回答しています。

第8 推進方策

前プランにおける取組や第7の工賃向上へ向けての課題、事業所調査、生活調査で支援の要望があった内容を参考として、次の取組を行います。

1 製造販売の支援と仕事の確保

① 新製品の開発、提供する製品・サービスの質の向上

新製品の開発、既存製品のブラッシュアップを行い、より売れる製品作りや質の高いサービスの提供に取り組み、生産性の向上、質の確保のために、専門家による作業工程の見直し等を行います。

専門家の派遣、製品開発支援、新しい技術習得のための研修会の開催、
新商品開発コンクールの開催、商品見本市への出展

② 共同販売会の開催、事業所製品のPR

県内各方部や県外において共同販売会を開催し、事業所製品の質や味、安全性をPRし、事業所製品の売上の向上や販路拡大に向けて取り組みます。

③ 官公庁からの調達促進

平成25年4月から施行された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、各年度に調達方針を定め、障がい者就労施設等からの物品や役務の調達に取り組み、市町村や地方独立行政法人へも積極的な物品等の調達について働きかけを行います。

④ 地域との連携

パン、豆腐、農産物等、地域で消費されることを前提とした生産活動を行う事業所も多いことから、地域で事業所を支える仕組み作りや下請け作業の確保のために、地域企業や工場、官公庁等と協力体制を構築します。

また、共同受注窓口において、発注元となる企業等のニーズの把握や事業所とのマッチング等を進めていきます。

各方部や県外での販売会の開催、展示・試食会の開催

庁内における事業所製品・サービスのPR、市町村等への協力依頼、官公庁・地域企業・団体等への営業活動、地域行事への参加、共同受注窓口の強化

⑤ 農福連携

農業分野での障がい者の就労を支援し、障がい者の職域・収入拡大を図るため、農福連携について理解を深める研修会の開催や、人手不足の農家等への働く障がい者の派遣調整など、農業と福祉の連携を促進します。

働く障がい者の農家等への派遣調整、就農体験会の企画、事業所に対する農業技術の指導・助言、食品加工や農業に関する研修会の開催、県内外におけるマルシェの開催、加工食品の企画、開発、販売支援

2 事業所経営、管理体制の強化

① 経営意識向上

企業的な経営手法への意識改革を推進するため、研修会の開催や他県等の工賃が高い先進事業所から学ぶ機会を設けます。

経営意識向上研修会の開催、経営相談の実施、モデル事業所の視察

② 事業所会計等支援

会計や事務の専門職員が不足しており、工賃向上のための日々の収入や費用の管理が滞りがちな事業所を支援するため、就労支援事業会計を学ぶ機会を設けます。

また、新規開設事業所等で経営経験が不足している事業所を積極的に支援します。

専門家の派遣（会計、労務管理）

③ 工賃向上計画策定支援

事業所において策定した工賃向上計画のとおり計画が実行され有効に機能されているかについて、目標を達成するためのPDCAサイクルを確立します。

専門家の派遣

3 震災復興

避難先で事業を再開している事業所については、新しい地域での販路拡大、地域での連携づくりを支援します。

また、風評等で売上が低下している事業所については、放射能検査について徹底し、安心、安全な製品作りを行う体制を整え、全国的な販路の拡大を支援します。

販路拡大のための営業活動、優先的な販売支援、安全、安心な製品を作るための研修会の開催

第9 一般就労への移行促進

1 現状と課題

① 福祉施設から一般就労への移行促進

第5期福島県障がい福祉計画では、福祉施設の利用者のうち就労移行支援事業等を通じて平成32年度中に一般就労に移行する障がいのある方の目標値を186人としています。

また、本県の一般民間企業における障がい者の雇用状況は、平成29年6月1日現在、4,623.0人(短時間労働者は0.5人で積算)で前年度を167人上回りました。雇用率は、1.95%で前年比0.05ポイント上昇しましたが、全国平均の1.97%を下回っている現状にあります。

② 職場定着への支援

障がいのある方の職場定着は、企業内で支援体制を確保することは、困難な場合が多いと考えられるため、職場適応援助者(ジョブコーチ)等を活用する必要があります。

また、不適応が発生する要因をみると、仕事や人間関係によるストレス等により、精神的に不安定になる場合も多いことから、日常的な支援も重要と考えられます。

③ 就労訓練の充実促進

求職される障がいのある方で、一般就労に結びつくケースが、非常に少ない現状となっています。

2 推進方策

① 障害者就業・生活支援センターと就労移行支援事業所等との連携強化

福祉施設から一般就労への移行を促進するため、障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所、就労定着支援事業所等と緊密に連携・協力して、就労支援策の充実を図ります。

また、法定雇用率達成のため、事業主に対し障害者雇用率制度を周知するとともに、障害者雇用給付金制度による障害者雇用調整金、報奨金、各種の助成金制度の啓発に努め、公共職業安定所(ハローワーク)等関係機関と連携を図り、障がい者雇用の水準を高めることを目的とします。

② 職場定着が困難な障がいのある方に対して、職場適応援助者等と支援の推進

トライアル雇用、障がい者委託訓練、職場適応訓練や職場適応援助者（ジョブコーチ）等を活用することで、公共職業安定所（ハローワーク）等と連携を図りながら、就職後の職場定着支援をより適切かつ効果的な支援を実施します。

このような支援をより一層充実させることで、障がいのある方を総合的・効果的に障がい者雇用の就労・職場定着まで、計画的にきめ細かい支援に努めます。

③ 一般就労をめざす障がいのある方の職場適応能力等を向上させるための職場適応訓練等の充実促進

一般就労をめざす障がいのある方の集中力、人間関係、仕事に対する適応能力等の向上を図るため、職場適応訓練等を行うことが必要であるため、障害者職業センター等と連携強化を図り充実促進に努めます。

第10 進行管理（点検・評価を含む）

毎年度、実施状況の点検及び評価を行い、必要に応じて、随時、計画の見直しを実施します。

1 進行管理体制

「福島県工賃向上プラン推進会議」を設置し、計画の進行管理を行います。

2 推進会議の役割

- ① 各年度における計画の達成状況の点検及び評価を行い、就労継続支援 B 型事業所における工賃向上を図るための方策の検討や助言等を行います。
- ② 取組状況の調査等を実施するとともに、推進会議の助言等を踏まえ、工賃向上を図るための対策の検討等を行います。